

施設等利用費等計算書

※番号順に裏面の「記載上の注意」を参照しながら記入してください。
※計算方法が不明な場合、複数の事業を利用して記入方法が分からない場合等がありましたら、お問い合わせください。
※請求の際には、この施設等利用費等計算書をお持ちください。

1 月額給付上限額

37,000円

月額給付上限額は、
第2号の方は37,000円、第3号の方は、42,000円
特別支援学校(幼稚部)に在籍している
第2号の方は11,300円 第3号の方は16,300円

2 施設等利用費等

①認可外保育施設

利用年月	保育料
令和 年 月	52,500
令和 年 月	35,000
令和 年 月	45,000

②一時預かり

利用年月	保育料
令和 年 月	
令和 年 月	
令和 年 月	

③病児保育

利用年月	保育料
令和 年 月	10,000
令和 年 月	1,000
令和 年 月	2,000

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供
証明書の「特定子ども・子育て支援利用料」の金額と
提供時間を記入してください。

①～④の合計

利用年月	保育料(a)	月額給付上限額(b)	請求額(c)
令和 年 月	62,500	37,000	37,000
令和 年 月	36,000	37,000	36,000
令和 年 月	47,000	37,000	37,000
合計			110,000

各月ごとに保育料(a)と月額給付上限額(b)を
比較してください。

月額給付上限額まで利用がない場合、
請求額は利用した保育料までになります。

※各月の保育料が、月額給付上限額以上ご利用の方〔保育料(a)が月額給付上限額以上〕は、これで終了です。合計額を「施設等利用費等請求書」に記入してください。

4月と6月の保育料(a)が月額給付上限額(b)を超えている〔(a) > (b)〕ので、4の項目に進みます。
各月の保育料(a)が月額給付上限額(b)以下〔(a) ≤ (b)〕の方は、ここで終了です。合計額を施設等利用費等請求書に記入してください。

- 3 月額給付上限額以上に利用のある方で、下記の①～⑤のいずれかに該当する方は、上記の2の合計額を施設等利用費等請求書に記入してください。(月額給付上限額を記入)
- ①すみずみ子育てサポート事業(一部の認可外保育施設で実施している事業)で、施設等利用給付の月額給付上限額を超えて利用した福井市に住民登録のある児童(月額給付上限額を超えた利用分から計算して1施設70時間までは、1時間当たり350円助成します。)
 - ②すみずみ子育てサポート事業を利用した18歳未満の児童が2人以上いる世帯で、第2子以降の児童(月額給付上限額を超えた利用分から計算して1施設70時間までは、1時間当たり700円助成します。)
 - ③すみずみ子育てサポート事業を利用した多胎児(月額給付上限額を超えた利用分から計算して1施設70時間までは、1時間当たり700円助成します。)
 - ④一時預かり事業を利用した18歳未満の児童が2人以上いる世帯で第2子以降の児童、又は多胎児(全額助成します。)
 - ⑤病児保育事業を利用した18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降の児童、又は多胎児、もしくは母子家庭等医療費等受給世帯又は児童扶養手当受給世帯(全額助成します。)

※各事業の対象となる施設は「記載上の注意」を参照してください。

利用年月	月額給付上限額を超えた額(a)-(b)	市記入欄(内訳)				施設等利用費等請求金額合計(e) (c)+(d)
		請求額(d)	すみずみ子育てサポート事業 利用時間 (月額給付上限額を超えた金額÷1時間あたりの利用料)小数点第3位以下切り捨て 金額(円)(1時間当たり350円又は700円)小数点以下切り捨て	一時預かり事業 金額(円)	病児保育事業 金額(円)	
令和 年 月	25,500	0				
令和 年 月		0				
令和 年 月	10,000	0				
施設等利用費等請求金額合計						0円

月額給付上限額を超えた金額を記入してください。
市が上記の①～④に該当するか確認の上、請求額(d)を計算し、施設等利用費等請求額合計を出します。

※施設等利用費等請求書の請求金額については、市が計算した後に記入してください。

【市記入欄】	☐ 子だくさん・多胎児(すみずみ 一時 病児)	☐ すみずみ子育て(350円)	☐ 安心K
	☐ 母子家庭等医療費等受給世帯	☐ 児童扶養手当受給世帯	

記載上の注意

- 2・月額給付上限額は、第2号の方は37,000円 第3号の方は42,000円です。
- ・特別支援学校(幼稚部)に在籍している第2号の方は11,300円 第3号の方は16,300円です。
 - ・月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額の給付限度額は次のとおりとなります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転出日までのその月の日数 ÷ その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 認定起算日以降のその月の日数 ÷ その月の日数
- 3・利用した施設ごとに記入してください。
- ・利用した施設ごとに領収証や特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。福井市の施設では、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」をお渡ししています。紛失した場合は、利用した施設に再発行を依頼してください。
 - ・④の子育て援助活動(ファミリー・サポート・センター事業)を利用した方は、活動報告書も添付してください。
 - ・利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

- 4・月ごとに月額給付上限額を超えた金額を「月額給付上限額を超えた額(a)-(b)」に記入してください。
- ・①②③すみずみ子育てサポート事業を実施している認可外保育施設

NO	事業所名	住所	利用料(1時間)
1	の〜び・のび	中央1丁目2-1	700円
2	ひだまりの家	大宮2丁目18-25	750円
3	ハーツきつず羽水	羽水1丁目117	750円
4	ハーツきつず学園	学園2丁目9-22	
5	ハーツきつず志比口	志比口2丁目11-13	
6	とらいあんぐる	日之出4丁目1-6	750円
7	キッズ&ベビールーム PRIBABY	順化2丁目6-16	700円～
8	家庭支援サービス	田原1丁目13-6	990円～
9	ベビーシッターくれないどる	春日町249-4	1,500円～

- ・④一時預かり事業
福井市内の施設に限ります。
利用料: (1日)2,000円 (半日)1,000円
1日: 4時間を越える場合 半日: 4時間
- ・⑤病児保育事業
以下の市町の施設に限ります。
福井市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、あわら市、越前町
利用料: (1日)2,000円 (半日)1,000円